

緊急避妊薬へのアクセス改善に向けた緊急提言

緊急避妊薬(通称:アフターピル)とは、避妊せずに行われた性交または避妊手段が適切かつ十分でなかった性交のあとに緊急的に性交後すみやかに、遅くとも72時間以内に服用することで高い確率で妊娠を防ぐことのできる薬である。WHOは「意図しない妊娠のリスクを抱えたすべての女性および少女には、緊急避妊にアクセスする権利があり、緊急避妊の複数の手段は国内のあらゆる家族計画プログラムに常に含まれねばならない」と勧告する(2017年)。我が国では2011年に緊急避妊専用薬が発売された。しかし、入手にあたっては2つのハードルがある。一点目は、医師の処方箋が必要であり、産婦人科などの医療機関を受診しなければならない点である。特に休日や夜間の入手は非常に困難である。二点目は、入手価格がおよそ1万5000円から2万円と高額な点である。海外では、数百円から数千円、高くても5000円程度であり、なかには無料の国も存在することも考慮すればそのハードルの高さに議論の余地はない。それにより、医療機関の少ない地域に住む女性、産婦人科の受診にハードルを感じる女性、性暴力被害を受けた女性、若年女性などは特に入手しづらいという問題が生じている。また、個人輸入などにより安全性の担保できない緊急避妊薬がSNS等を通して売買されていることも看過できない。2017年にスイッチOTC化は見送られたが、現在はオンライン診療化についての議論が厚生労働省で行われている。また、今月には国内初となるジェネリック医薬品の発売を控え、緊急避妊薬へのアクセス改善が期待されている。緊急避妊薬は、女性が意図しない妊娠を防ぐための「最後の砦」である。緊急避妊薬が安全かつ効果的に提供されるためには、当事者である女性たちの意見を反映することは欠かせない。

以上を踏まえ、緊急避妊薬へのアクセス改善に関して以下の内容を緊急に提言する。

1. 緊急避妊薬へのアクセス改善

(1) オンライン診療化を認めること

医療機関の少ない地域に住む女性、産婦人科の受診にハードルを感じる女性、仕事や学業等で忙しく急遽受診することが困難な女性、性暴力被害を受けた女性、若年女性などでも、早急かつ安全に、安心して緊急避妊薬を服用できるように、初診対面診療の原則の例外としてのオンライン診療化が適切に実施されることを認めること。

(2) 薬局で薬剤師による対面での販売を認めること

オンライン診療がまだ一般化していない現状をふまえ、全国の薬局で薬剤師による対面での緊急避妊薬の販売を認めること。薬局で薬剤師の管理のもと適切な指導を対面で受けることができ、女性が早急かつ安全に、安心して緊急避妊薬を購入し、服用できる環境が整備されることは、将来的にOTC化が適切に実施されることにつながる。

2. 緊急避妊薬の価格を下げること

若年者を含めすべての女性には緊急避妊にアクセスする権利がある。従来のヤッペ法や個人輸入によるインターネット上の売買価格の相場を鑑み、緊急避妊薬を 1500 円から 3000 円、高くとも 5000 円程度で女性の手が届くように価格を下げる。ヤッペ法は緊急避妊専用薬より避妊効果が低く有害事象発現率が高いにも関わらず、およそ 3000 円から 5000 円程度であることから未だに選択されることがある。個人輸入による国内未承認の緊急避妊薬はインターネット上で 1500 円から 3000 円程度で売買されている。

3. その他、緊急避妊薬が適切、安全に使用されるための環境づくり

(1) 女性の安全を重視した環境づくり

女性が早急かつ安全に、安心して緊急避妊薬にアクセスすることができ、アフターケアを受けられる適切な体制を整備すること。緊急避妊薬の薬理作用や副作用、緊急避妊薬服用後の経過や医療機関を受診する必要性に関する正しい理解の促進、また、日常的な避妊法や性感染症検査などに関する情報提供や選択機会も蔑ろにされてはならない。

(2) 新たな緊急避妊薬の承認・販売

日本では未承認であるが海外では広く使用されている、性交後 120 時間以内の服用で緊急避妊可能な「Ulipristal acetate」を緊急避妊薬として早期に承認・販売すること。

(3) 性教育の充実

すべての若者に義務教育段階で、避妊法および緊急避妊法、性感染症の予防、性と生殖に関する健康と権利などについて教育すること。UNESCO が刊行した世界的な性教育の指針「International Technical Guidance on Sexuality Education」（2017 年）には、12 歳から 15 歳の学習目標項目に「緊急避妊」が含まれている。

(4) 女性主体の確実な避妊法へのアクセス改善

低用量ピルや子宮内避妊システムといった女性主体の確実な避妊法に関しても、価格の見直しや情報の周知を行うこと。緊急避妊薬はあくまで緊急の手段である。緊急避妊薬のアクセスが改善されると同時に、日常的な避妊法へのアクセス改善も重要である。

平成 31 年 3 月 12 日

NPO 法人ピルコン理事長 染矢 明日香

産婦人科医 遠見 才希子

#なんでないのプロジェクト代表 福田 和子